

社会事業をめぐる3つの議論 —1946-52年の社会福祉の本質論争以前の議論から—

Three types of Arguments over the Social Work : Before the Controversy over the Essence of the Social Welfare, 1946-52

野 口 友紀子*
Yukiko NOGUCHI

1 問題の所在

本稿では、戦後から1950年初頭までの社会事業をめぐる議論を検討する。社会福祉の本質とは何か、という問いは、社会事業の成立期からそのときは社会事業とは何かという問いとして問われ続けてきた。戦前には、『社会事業学原理』（1930年）などを著した海野幸徳による社会事業の学を構築する議論をはじめ、社会事業をどのように捉え、体系づけることができるのか議論されてきた。さらに1938年の大河内一男の社会事業論は、社会事業を社会科学的に捉えたものとして受け入れられた。

戦後は1950年の社会事業関連の理論書の出版や1952年以降の社会福祉事業本質論争などにより社会事業の理論的な解明が試みられ、社会福祉の理論史としてとりあげられてきた。

しかし、戦後すぐの社会事業をめぐる議論は、これまでの社会事業理論の史的な分析において重視されていないように感じられる¹⁾。大河内の社会事業理論が発表された時代は戦時体制下であり社会事業史上は戦時厚生事業と括られている。言論が自由でなかった戦時下の時代を抜け出し、GHQによる民主化政策が進められる中で、戦後から1950年初頭までは社会事業においても新たな時代にむけたさまざまな検討がなされていたと考えられる。そしてこの時期

は、戦前と1950年代はじめ以降の社会事業をめぐる新たな議論の展開の谷間に当たる。

2 時期設定と研究の方法

戦後の社会事業理論を代表するものとして、吉田は社会福祉の固有な視点を求めるとされる岡村重夫、政策論と技術論の中間的志向をとったとされる竹中勝男、大河内一男の理論を止揚したと言われる孝橋正一をあげている[吉田1974:302-303]。これらのうち孝橋の『社会事業の基礎理論』（1950年）は社会政策との関係から社会事業を位置づけた大河内一男の社会事業論を踏まえているといわれる²⁾。

大河内の社会事業論の影響の大きさを述べたものとして、例えば木田は「孝橋正一氏の基礎理論は、戦前最も強く人々を動かした大河内理論を継承しながらも」、大河内氏が社会事業の対象を経済秩序外的存在としたことを批判している、と述べている[木田1960:316]。大河内は社会事業を社会政策との関係からその対象を経済秩序外的存在と捉えており、社会政策の補強的役割をもつと捉えていた。一般的に社会事業理論はこの大河内一男の「わが国における社会事業の現在及び将来—社会事業と社会政策の関係を中心として—」（1938年）以降、孝橋が批判的に継承していったと言われる。

*社会福祉学部教授

このようにみると1950年には社会事業の理論書が出版され、社会事業理論が大きく展開しようとしていたことが分かる。さらに、社会福祉事業本質論争が1952年に『大阪社会福祉研究』誌において展開され、関連する議論が55年まで続いている³⁾。この論争は孝橋正一や岡村重夫らが議論を展開していた。さらに本質をめぐる議論は、『社会事業』誌上にも見られた⁴⁾。本質を問う議論の戦後の開始をこの50年代初頭の本質論争におくとすると、戦後『社会事業』誌が復刻した1946年から52年まではどのような議論が展開されていたのか疑問が生じる。本稿では、このような疑問から戦後から1952年までの時期を分析の対象の時期とする⁵⁾。

分析の対象とするのは、中央社会福祉協議会(1951年1・2月合併号までは日本社会事業協会社会事業研究所)が発行する『社会事業』の1946年から1950年代初頭までの論文である。この雑誌は1944(昭和19)年の10、11、12月号合併号を最後に休刊していたが、戦後は『厚生問題』から『社会事業』に改題して、1946(昭和21)年6月号から復刊した。

ここでは、復刊後第一号からを検討する。社会事業をめぐる議論のうち、特に社会事業の定義や社会事業の本質の議論、さらには社会事業を捉える視点は焦点をしばり見ていく。このことにより、戦後の社会事業をめぐる議論には戦前的大河内一男の社会事業論の視点とは異なる社会事業の捉え方が存在することを明らかできる。つまり、今回の検討時期を戦前期の議論と戦後の新しい議論の谷間の時期と置くことで、戦前と戦後の議論の連続と非連続の関係をより詳細に見ることができる。

なお、本稿では「社会事業」、「社会福祉事業」という用語が混在しているが、それは分析する論稿のなかで使用される用語をそのまま引用しているためである。

3 分析：1946年から1950年代初頭までの社会事業の捉え方

社会事業を明確にしようとする試みは、社会事業を他の領域との比較からその本質を浮かび上がらせようとしたものと社会事業の独自性の追究からその本質を明らかにしようとしたものに議論のあり方を

大別できる。結論を先取りすれば、他の領域との比較から社会事業を議論しているものは、社会事業を制度や政策として捉えているものであり、独自性を追究している議論は、専門性や活動内容からその独自のものを明らかにしようとしたものであった。以下では、これら2つの項目に分けて記述する。

(1) 他の領域との関係性から社会事業の本質を捉えようとした視点

まず、この時期の社会事業の本質をめぐる議論には、2つの特徴的な視点があることが分かる。ひとつには社会政策との関係から社会事業を述べたものである。もうひとつは、社会事業を社会保障制度と関連づけて位置づけるあり方である。

ひとつめの社会政策との関係からの社会事業の位置づけについては、大河内の社会事業論と同様に社会政策と対比させているが社会事業の固有な部分を見出そうとしたものがある。近藤は社会政策が直接生産過程における労働力保全を図るものであるのに対し、社会事業は生産過程の外に存在する人びとの生活を最低線において保障することとしている[近藤1950:5]⁶⁾。そして、社会事業は生活保護制度を中心とすると述べている[近藤1950:7]。ただし、このような社会政策との関係から社会事業を位置づけようとした視点の議論はこの時期には少数派であり、多くが次にみる社会保障制度との関係から社会事業をみた議論であった。

ふたつめの議論には、(1)社会保険の中の失業保険に限定して社会事業と関わらせたものと、(2)社会保障制度を構成するものとして社会保険を捉え、社会保険と社会事業を関わらせたものとの2つがある。この時期は戦後の福祉改革の中で大きな変化があり、新たな方向性が示され、また制度が制定されていった。生活保護法は国家責任による無差別平等の原理に基づいた初めての救済法として1946年9月に成立した。失業保険は1947年11月に創設され、戦前の日本には存在しない新たな制度であった。このような新たな戦後の流れの中で、社会事業をどのように位置づけるのかを議論したものが以下のものである。

(1)の失業保険との関係から述べたものとして、藤林は失業保険制度は最低生活の保障がなされていな

いので、生活保護法の生活扶助と相補的に運用される必要があるとし、社会保険と扶助制度を結合することで社会保障制度の確立に至ると述べている[藤林1949:20]。平田も失業保険を中心とする社会保障制度の確立がうまくいかないなら生活保護行政の領域は拡大し、「生活保護制をも含めた実効ある社会保障制の確立への要請は、結局、わが国の生産力の問題を中心として、やがて経済体制自体への反省とその変革を必至ならしめるものであろう」と述べている[平田1949:24]。内藤は失業者に対して「労働を通ずる賃金給与以外の生活保障策」の必要として、失業保険を受けられない者や給付期間の満了した者に対する生活保障制度として生活保護法を問題としている[内藤1949:30]。その他に塚本も失業者への対応は本来失業対策であるべきだとしながらも、失業問題と生活保護法との関係が密接であると述べている[塚本1949:4]。ここで言われる最低生活保障は、金銭で保障されると捉えられるものである。

次いで(2)の社会保障制度のひとつである社会保険と関わらせたものをみってみる⁷⁾。社会保障制度とは平田によると「(略) 国家によるすべての国民の最低生活の保障であるとの見解については、今日、大体一致しているところである」とされている[平田1949:5]。また、もう少し具体的に小澤は社会保障制度を社会保険の完備と、それによっては生活を保障されない生活困窮な人々に対する国家的保障の両方であるとしている[小澤1948:1]。

このように理解されていた社会保障制度と関わらせて、社会事業の定義や本質が次のように述べられている。岸勇は「公的社会事業は公的扶助を基軸として」制度的には社会政策とともに社会保障体系の一環としての地位を占めることとなるであろうとし、社会事業を社会保障体系として位置づけている[岸1949:16]。小澤も同様に「社会事業が社会保健と並んで社会保障の一翼となり、国民生活保護の目的を果たすためには、過去の恩恵的社會事業ではなくして公共福祉を理念とすると共に確乎たる科学性のある事業活動でなくしてはならない」として社会事業を社会保障制度の中に位置づけている[小澤1948:3]⁸⁾。

他の領域との関係性から社会事業の本質を捉えようとした2つの特徴的な視点について整理すると表1のようになる。

(2) 社会事業の独自性の追究

そもそも社会事業の本質をめぐる議論は社会事業のなかに独自なものや固有なものを明らかにしようとした議論である。その多くは先に見たとおり社会政策や社会保険との比較や関係性から導き出したものである。ところが、このような比較から社会事業の独自性を捉えない議論も存在する。ここでは社会事業の独自性を追究した議論について2つに分けてとりあげる。

ひとつには、ケースワークという技術、さらには

表1 他の領域との比較による社会事業の本質を捉える視点

比較の対象	視点	区別	社会事業の本質
社会政策 社会事業	対象者	労働者	—
		経済秩序外的存在	最低生活保障・生活保護制度
社会保険 (失業保険と捉えるものも含む) 社会事業 (生活保護と捉えるものも含む)	社会保障 制度体系	最低生活保障がなされていない	—
		最低生活保障	・失業保険給付と相補的關係をもつ生活保障 ・公的扶助(生活保護制度)

その技術を持った従事者の養成が、社会事業の独自の専門性を示すものと考えられていた議論である。社会事業の独自の固有な部分を強調した谷川は社会事業の本質を社会保障の範囲の外の個別的な生活そのものにかかわることとした[谷川1949:2]。そして社会事業とは貧困現象を対象とする人間行動であり、応急の処置を行う事業と述べた[谷川1946:3]⁹⁾。ここには、個別的生活への関与としてのケースワークの重要性が述べられており、社会事業を他の領域の制度や政策の範囲と比較して捉えていない議論であった。ケースワークという技術による個別生活への関与が社会事業の独自性であるという議論である。社会事業が個別生活への関与を行うという方向は、ケースワークという専門的技術を身につけた従事者の養成の必要性としても考えられるようになる。ここに社会事業には独自の領域があると捉える議論として社会政策や社会保障制度との比較を通した存在意義の提示以外の新しい視点をみることが出来る。これは、社会事業にはケースワークを行うという独自の内容が含まれるという理解であり、ケースワークには技術としての独自の専門性があり、そのために職業として成り立っているということである。「1948年の社会事業を顧みる(座談会)」のなかで、慈恵的色彩を取り除くためには社会事業を専門職業としなければならないと述べられている[座談会1948:39]。また青木秀夫は技術の教育訓練について、公務員の社会福祉主事と同様に民間施設従事者にも質的な技術向上を目標とする必要があるという[青木1951:5]。さらに、浅賀ふさは社会事業の進歩に重要な専門化のために現任訓練を有効に行うこと、社会事業大学の確立により大学程度かそれ以上の専門教育を行うことをあげている[浅賀1952:17-18]。これらの議論にみられるように、技術上の質の向上は

戦後の制度の整備とともに必要なものと考えられ、経験や感情ではなく科学的な方法を身につけることが必要であり、そのためにも専門職の養成が求められるようになってきていることが分かる¹⁰⁾。

もうひとつには、社会事業の独自性を地域組織化に見出す議論である。谷川は地域社会事業の特質を「近隣社会における共同精神による共同生活、善隣互助の意識に基くコミュニティ・ライフの発展完成を目的とする」ものと捉えている[谷川1948:1]。共同や互助という従来からある近隣での助け合いをコミュニティ・ライフという別の言葉で捉え直し新たな社会事業としている。地域社会の組織化を社会事業の本質とまで捉えるほど重視していた議論もある。竹中勝男は地域社会の組織化こそ「現代社会福祉事業の重要な拠りどころであり、社会事業を社会事業たらしめるべき本質契機をなすもの」と述べている[竹中1951:10]。また、岡村重夫は社会福祉事業を作り出すのは社会事業専門家や施設ではなく、地域社会そのものあるいは地域社会のすべての人びとであるとして、地域社会を社会福祉事業の主体と捉える。そして、地域社会がその主体者としての権利を保持するためには己れ自らを統一的集団にまで結集しなくてはならないと述べている[岡村1951:20-24]。地域組織化に関する議論は、地域の人びとが主体的に社会福祉事業にかかわるためのコミュニティ・オーガニゼーションのあり方を検討したものであることが分かる¹¹⁾。

このコミュニティ・オーガニゼーションの議論は、地域組織化をいかに図るのかという観点から議論された。またここでいう地域は地域社会ともいわれ、竹中が「社会事業が社会事業であるためには、何らかそこに「社会」という固有な領域が、その事業や活動に於て主体性を持つべきである」と述べたよう

表2 独自性の追究から社会事業の本質を捉える視点

視 点	区 別	社会事業の本質
独自性	個別的生活への関与	ケースワークの技術 技術を持つ従事者である専門職の養成
	地域社会の組織化・地域の人びとの主体性	コミュニティ・オーガニゼーション

に、社会事業が「社会」という領域から捉えられるようになった[竹中1951:10]。整理すると表2のようになる。

4 分析結果

この時期の議論には、他の領域との関係性から社会事業を位置づける議論と社会事業の独自性の観点から社会事業を捉えようとした議論があった。他の領域との関係から社会事業をどのように位置づけるのかという問いには、社会政策との関係からの議論と社会保障制度との関係からの議論があった。前者の社会政策との関係からの社会事業の位置づけは、社会事業と社会政策の違いを対象者の規定として労働者と労働者以外の経済秩序外的存在とおいた大河内の社会事業論にみる社会事業の捉え方の延長にあり、社会政策との対比において社会事業の本質を問うたものであった。社会政策との対比からみた社会事業の本質を社会政策の範囲外、すなわち生産過程の外に存在する人びとへの金銭的な意味での最低生活保障であるという捉え方がなされていた。社会事業と社会政策を生産過程内外という対象者で区分することは戦前的大河内の視点と同様であるが、社会事業を最低生活保障とする視点は新しいものである。

後者の社会事業を社会保障制度と関連づけて位置づける視点は、労働能力の有無による対象者の規定という視点ではないことから大河内の社会事業論の枠組みとは異なっており、社会保障制度に位置づく社会保険（失業保険を含む）との対比から社会事業の本質を明らかにしようとしたものであった¹²⁾。ここには、(1)失業保険に限定した上で社会事業を生活保障と捉えて比較を行っているものと、(2)社会保険と社会事業との関係から社会事業の本質を明らかにしようとしたものの2つがあった。両者ともに最低生活保障という視点から社会事業と社会保険（失業保険）との区別を行っていた。

まず(1)の失業保険に限定して生活保障と比較したものをみよ。失業保険は、給付期間が限られており、また労働者すべてが加入しているものではない。そのため、失業保険は失業者の完全な生活保障制度とはなりえず、生活を保障するためには失業保険とは別の制度が必要となる。失業保険と並ぶ別

の制度として位置づけるのが、最低生活保障を行う生活保障制度である。このような捉え方は、社会事業が生産過程の外にいる人びとを対象とした第1の視点とは異なり、生産過程の内側にいた人びとを社会事業が対象とすることを意味する。生産過程の内側か外側かという区別ではなく、最低生活を保障しているかどうかという区分は戦前には一般的には見られなかった視点である¹³⁾。また、社会保障制度体系として生活保障を失業保険と並列的に捉え、失業保険と相補的關係をもつ生活保障制度とした点も新たな視点である¹⁴⁾。

(2)の社会保険と社会事業という比較では社会事業が社会保険と並列的に社会保障制度体系に位置づくとし、先に見た失業保険と生活保障の並列関係と同様に捉えている¹⁵⁾。一方で、社会事業は社会保障制度という国家による国民の生活保障の制度の中の一つという理解から、労働能力の有無として対象者を区分していたひとつの視点とは異なっていた。このような社会保障制度の中に社会事業を位置づける議論が登場した背景には、社会保障制度審議会による50年勧告が影響していると考えられる。

上記のように、社会事業を捉える視点には社会政策と対照させた大河内の1938年の議論以降の従来からの社会事業の捉えだけでなく、戦後登場した社会保障制度体系に社会事業を位置づけようとした別の新たな視点が登場した。またそれだけでなく、両者に共通する視点もあった。それは、社会事業を最低生活保障として捉えていたことである。最低生活保障は、ある論者によれば生産過程外の人に対するものであったり、別の論者では生産過程内であっても対象と捉えたりする違いはもちろんあるが、社会事業に最低生活保障としての意味を付与するという点では共通していた。

このように社会事業を制度として位置づけるために他の領域との関係性から社会事業を明確にしておく議論の他に、別の観点から社会事業を捉えようとするものもあった。それは、社会事業を個別に関わる技術的側面に焦点をあてた議論である。この個別に関わることを社会事業の本質としたものは、戦前からの継承的視点といえる。社会事業を積極的に位置づけようとした個別化や個別的生活への関与と

表3 1946-52年の社会事業の本質をめぐる議論

観 点	議論上の争点	社会事業の本質
他領域との関係性	どのように制度上に位置づけるか	制度・政策上の最低生活保障（生活保護）
独自性	何が専門性か	ケースワーク技術
		地域住民による地域社会に向けた取り組み

いうケースワークを社会事業の本質と捉える視点は、天達忠雄[天達1940]や竹内愛二[竹内1941]らの捉え方にみられた。戦後のこの個別的な関わりという捉え方は、戦前からの視点に源流をみることができる。生活に対して個別に関わるところに社会事業の独自性を見出したこのような議論は、ひとつにはケースワークという技術的側面に着目した議論とそれに付随した専門職養成の必要性の議論であった。個別的な関わりに社会事業の独自性を見出したもので、社会事業の独自の技術であるケースワークを修得した者を専門職として職業として確立することで、社会事業を他の領域の活動と区別しようとしたものであった¹⁶⁾。独自性に着目したもうひとつの議論が、地域組織化の議論であった。これは、地域社会を射程においたもので、地域に住む人びとの主体性に基づく地域社会の改善に関わる活動を社会事業と捉えるものであった。コミュニティ・オーガニゼーションと呼ばれるこの活動は、現在一般的には社会福祉援助技術体系のなかのケースワークやグループ・ワークと並ぶものとして理解されている。しかし、地域住民の主体性によって地域社会を良いものに変えていく活動を社会事業と捉える視点は、個別的生活に関与するケースワーク技術とは異なる視点といえる。

5 結論

本稿では社会事業の本質に関わる議論について「他の領域との関係性」と「独自性の追究」の2つに大別してこの時期の議論の分析を進めた。他の領域との関係性からの分析では、最初に社会政策と社会事業とを区別して社会事業を解明しようとした議論と社会保障体系に社会事業を位置づけようとした議論を取り上げたが、これらは制度や政策上の観点から社会事業の本質を明らかにしようとした議論と行うことができる。両者の議論は社会事業を最低生活

保障として制度上位置づけたものであった。次に取り上げた社会事業を独自性の観点からみた議論については、ケースワークという独自の技術を社会事業と捉える議論、その役割を果たすための技術を持つ専門職を養成することの必要性を説く議論があった。これらは個別的生活への対応という働き、つまりケースワークに着目した議論といえる。さらに独自性の観点からは、地域社会を視野に入れたコミュニティ・オーガニゼーションの議論があったが、これは個別的生活への対応としては捉えられないため、ケースワークとは別のものとおいた。これらの分析結果を整理すると表3のようになる。表3から、1946年から52年までの社会事業の本質をめぐる議論は3つのタイプがあることがわかる。

ここから明らかになったことは、ひとつには1945年から1950年代初頭という短い期間に、戦前に大河内が述べていた社会政策の代位としての社会事業という側面が弱められ、戦後に登場した社会保障制度体系という制度上の枠組みの中に積極的に社会事業を位置づけようという視点が多く見出されたことである。そして、社会事業を最低生活保障のための制度として捉えることが主流となり、この捉え方によって他の制度との比較から社会事業の固有な部分が強調された。社会事業は、最低生活保障すなわち公的扶助として理解され、社会保障制度体系として社会保険が社会政策であることと並んで公的扶助が社会事業として捉えられたのである。

もうひとつ明らかになったことは、個別的生活への関与としてのケースワークを社会事業の本質と捉える戦前からの継承的視点の存在である。これは、ケースワークという技術を社会事業の本質と理解するものであった。これらの議論は、社会事業を制度上の他の領域とのすみ分けから社会事業の固有性を主張するものではなく、個人の生活への関与のあり

方の専門的な技術こそが社会事業であるとして理解されたものであった。

さらに明らかになったこととして、この時期には地域組織化を図ることを社会事業の活動として位置づける議論があり、地域社会に住む人びとを対象とする活動を社会事業と捉えた議論が存在するようになったことであった。この地域組織化の議論は、個別生活への関与としての専門的な技術、すなわちケースワークを社会事業の固有な部分として捉えた議論とは異なっていた。それは、社会事業を地域社会に住む人びとを権利主体とした活動と捉えることであり、個別の個人への生活への関与を越えた地域社会に向けた取り組みであることを強調したものであった。

これらを見ると戦後から1950年代初頭までの短い期間に社会事業をめぐる議論にはすでに大河内の視点から脱却しようとする試みがあったことが分かる。一方で、社会事業を最低生活保障とする視点は、戦前期に存在した住宅改良、社会衛生、社会教育などを社会事業の固有の事業と捉えていた視点を抜け落すことにもなった¹⁷⁾。

さらに、社会事業の独自性を突き詰めた議論の中に、戦前には主張されなかった地域社会への地域住民の主体的取り組みが現れるようになった。

一般に戦前的大河内の社会事業論と戦後の孝橋理論が政策論として括られて一つの流れとして受け止められる。しかし、戦前の議論から戦後の議論の流れには、今回の戦後直後の短い期間をみると大河内の社会事業論から孝橋理論へという方向以外の議論があった。社会保障制度との関係から捉え直す位置づけの視点のなかには、社会事業を市場から脱落した経済秩序外的存在を対象と捉えた視点ではなく、最低生活保障としての権利性を伴う社会事業の議論と捉えていた。そして経済市場ではなく、「社会」の中に社会事業の固有性をおき直す視点へと議論が展開した。コミュニティ・オーガニゼーションの議論にみられる地域社会に対する地域住民の主体的活動としての社会事業である。このような最低生活保障としての位置づけと労働者も経済秩序外的存在も含んだ地域社会での活動という議論の展開は、二重の意味で大河内の議論から脱却しようとしていたとい

えるのではない。

付記 本稿は科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金：基盤研究(C)25380789）の研究成果の一部である。

注

- 1) 例えば、真田是編『戦後日本社会福祉論争』において、1952年からの「社会福祉本質論争」が論じられているが、それ以前の社会事業論としては「戦前の社会事業論争」として論じられており、「論争」に焦点があてられていることもあり、戦後からの5年間については特に言及されていない。また池田は『日本における社会福祉のあゆみ』の中で、戦後の社会福祉理念の形成という観点から孝橋理論と岡村理論を「戦後を代表する社会事業・社会福祉論であった」と述べているが、理論史としてまとめられているものではないため、特に戦後から1950年までの社会福祉論に関する言及はない。
- 2) 孝橋正一の世界社会事業理論が大河内理論を継承しているという指摘にはこの他に次のものがある。宮田は孝橋正一が大河内理論をさまざまな面において継承していることを孝橋の理論の詳細な検討から示しており、それは例えば社会事業の補充性についてや社会事業の合目的性に関する点などを論じる際に表れていることを明らかにしている[宮田1996:179, 182]。その他にも「孝橋理論が、戦前からの学問的蓄積に優れている社会政策理論（主として大河内一男の理論）に方法論上依拠したことは、社会事業理論の論理性・整合性の水準を高めることとなった」という評価もある[田中1998:45]。これら以外に[高沢1967:39]がある。また、孝橋正一の議論が大河内の社会事業論を「止揚」したものと捉えたものに[吉田1990:356]がある。
- 3) 『大阪社会福祉研究』誌の社会福祉事業本質論争を分析したものに、[野口2013]がある。

- 4) 『社会事業』誌にみられる本質の議論は、拙論の中で、「もうひとつの本質論争」として位置づけられた[野口2014a]。
- 5) すでに、戦後すぐの時期から本質論争の前までの間の『社会事業』誌については、拙論「戦後日本の社会福祉における記憶と忘却—50年代半ばの『社会事業』の回顧特集から—」の中で、戦後10年が経過してからの戦後を振り返る回顧特集に焦点を当て、回顧とリアルタイムの議論の間の齟齬について検討している[野口2014b]。本稿は、それと分析時期が同じ1946年から50年代初頭の議論を扱っているが、大河内の社会事業論から孝橋理論へという方向以外の社会事業論、特に戦後から1950年当初までの社会事業をめぐる議論を検討している。このことにより大河内の社会事業論と社会福祉事業本質論争の議論との間をつなぐ社会事業論の展開を明らかにできる。
- 6) 近藤は社会事業の対象者を生産過程外と述べたが、一方で平田は社会保障とは被用者、自営者、無業者に関わらず国民各層の生活窮乏に対して生活の最低限維持のための給付を国家の責任において保障することであり、生活保護法を権利としての保護の制度にまで発展させなければならぬとし、また生活保護法は生産的、経済的意義があり、労働力の保全、培養による資本制の維持発展策と捉えている[平田1949:6]。
- 7) 社会保障制度は社会保障制度審議会によって1950年10月に出された「社会保障制度に関する勧告」の中で規定された。この勧告が出される前から社会保障制度体系に社会事業を位置づける議論がなされている。
- 8) 小澤は社会保障制度からの言及を行う一方で、社会事業は社会政策の一般性に対して個別化して社会政策の欠陥を補う働きをすとも述べており[小澤1948:4]、社会事業を社会政策との対比から述べた面もある。このことから小澤は第1と第2の視点の混合型とも言えるが、ここでは社会保障制度に関わせた側面に注目したため、第2の視点に分類した。
- 9) 谷川の場合は、社会保険との関係から社会事業を捉えておらず、社会事業を生活保護と捉えていたわけではないが、社会事業を社会保障制度の範囲外と捉えているため第2の視点の(2)に含めた。
- 10) ただしこのことが即社会事業理論に援助技術が組み込まれたことを意味しない。むしろこのような援助技術論が社会福祉事業本質論争では「学」の一部として初めて論争の対象となった[野口2012]。
- 11) 戦前にもコミュニティ・オーガニゼーションの紹介がなされていたことを永岡は指摘しているが[永岡1979:278]、本稿で注目したい点は『社会事業』誌において、「社会」を意識したコミュニティ・オーガニゼーションの議論がなされている点である。なお、コミュニティ・オーガニゼーションについては、日本社会福祉学会第62回秋季大会において「戦後日本における『地域組織化』に関する2つの潮流—1945-60年のコミュニティ・オーガニゼーションの議論から—」をテーマに報告している[野口友紀子2014年11月30日、於：早稲田大学]。そこでは本稿よりも詳細に分析され、この時期のコミュニティ・オーガニゼーションの議論を地域に着目したもの、組織化に着目したもの、導入のあり方、社会福祉協議会の位置づけの4つに整理している。
- 12) 社会保障制度は公的扶助と社会保険が主軸となっており、また実際に最低生活を保障するためには公的扶助と社会保険は分断して考えることができない。このことは金も「これまで別々に運営されていた公的扶助制度と社会保険制度が、この（＝失業保険制度の給付水準が生活保護制度の給付水準に合わせて調整されたこと）ようにして最低生活の保障という基準を共有しながら、相互に深い関係性をもちつつ統合されることとなった」と述べている[金2014:245]。この意味では、本稿で取り上げた社会保障制度との関係から社会事業を位置づける視点は、公的扶助と社会保険の関係性の議論とつながる。
- 13) ただ、このような視点が戦前に存在しなかったわけではなく、1916(大正5)年に福田徳三が「生存権の社会政策」の中で生存権について述べていた。最も福田の論について池田は「生存権に

- もとづく社会政策、すべてひとの生存を社会的に保障することの提起を意味した」が「まだ理念にとどまっていると言わざるを得ない」と評価している[池田1999:48-49]。
- 14) ただし、社会保障制度上に社会事業を位置づけようとした議論に見られる公的扶助＝社会事業という認識が、社会事業の領域以外で共有されていたのかどうかは今後の検討が必要である。
- 15) 社会保障という概念の登場は、1949年に社会保障制度審議会が設置され、翌年には社会保障制度に関する勧告がだされた状況のなかでは当然のことであった。谷川は社会保障制度要綱草案について社会保障と公的扶助との二つの部分が「均整のとれた姿勢において、相互に補完するよう工夫され、それがみごとな形成を示している」と述べた[谷川1950:5]。
- 16) もっとも日本において欧米のソーシャルワークが導入され、一定の定着をみたのは今回の検討時期よりも前の1920年前後とするのが定説となっているといわれる[伊藤1996:225]。また、伊藤淑子によると社会事業職員の養成のための体系的プログラムは留岡幸助による巣鴨の家庭学校に付設された慈善事業師範部であり1902年のことであった[伊藤1996:238]。このような戦前の流れがあり、『社会事業』誌においても専門職養成の議論は存在していたが、戦後においても専門職養成は強調された。
- 17) 例えば風早八十二は「社会政策の基本的領域外の、而も社会事業が本来固有に果たすべくして果たしえなかった広汎な任務、住宅改良・社会衛生・社会教育等々を充実するにある」と社会事業の内容について述べた[風早1938:13]。このような視点は、大河内の社会事業の捉え方と同様であった。
- 浅賀ふさ「社会事業の専門化について」『社会事業』35(1), 1952, pp. 14-20
- 天達忠雄「『要救護性』の問題について—社会事業本質に関する一試論として—」『社会事業』24(5), 1940, pp. 36-47
- 池田敬正『日本における社会福祉のあゆみ』法律文化社, 1994
- 池田敬正『現代社会福祉の基礎構造』法律文化社, 1999
- 伊藤淑子『社会福祉職発達史研究』ドメス出版, 1996
- 岡村重夫「社会福祉事業と地域社会」『別冊「社会事業」社会福祉研究』1, 1951, pp. 14-24
- 小澤一「社会保障制度と社会事業の関係」『社会事業』31(3・4), 1948, pp. 1-5
- 風早八十二「社会事業と社会政策」『社会事業』22(7), 1938, pp. 1-15
- 岸勇「日本経済保護事業の歴史的役割と必然的方向—防貧の意味するもの—」『社会事業』32(12), 1949, pp. 4-16
- 木田徹郎「戦後における公的扶助制度の展開(一)」日本社会事業大学救貧制度研究会編『日本の救貧制度』勁草書房, 1960, pp. 299-341
- 金成垣「日本—戦後における社会保障制度の成立とその特徴—」田多英範編著『世界はなぜ社会保障制度を創ったのか』ミネルヴァ書房, 2014, pp. 231-263
- 近藤文二「社会事業の近代的性格」『社会事業』33(1), 1950, pp. 4-15
- 座談会「1948年の社会事業を顧みる」『社会事業』31(11, 12), 1948, pp. 37-51
- 真田是編『戦後日本社会福祉論争』法律文化社, 1979
- 高沢武司「社会事業対象の把握方法」日本社会事業大学編『戦後日本の社会事業』勁草書房, 1967, pp. 29-50
- 竹内愛二「社会事業技術と従事者の養成」『社会事業』25(9), 1941, pp. 20-29
- 竹中勝男「社会福祉事業と地域社会」『別冊「社会事業」社会福祉研究』1, 1951, pp. 6-13
- 田中治和「戦後社会福祉理論の系譜」濱野一郎・遠藤興一編著『社会福祉の原理と思想』岩崎学術出版社, 1998, pp. 39-55

〈文献〉

青木秀夫「昭和二十六年を迎えて」『社会事業』34(1, 2), 1951, pp. 4-5

- 谷川貞夫「社会事業理念の形成」『社会事業』
29(5), 1946, pp. 2-16
- 谷川貞夫「地域的社会事業の特質」『社会事業』
31(9), 1948, p. 1
- 谷川貞夫「社会事業の個別性と依存性」『社会事業』
32(8), 1949, pp. 2-3
- 谷川貞夫「社会保障制度への前進」『社会事業』
33(8), 1950, p. 4
- 塚本哲「生活保護法と失業問題」『社会事業』
32(6), 1949, pp. 4-13
- 内藤誠夫「失業問題と生活保護法」『社会事業』
32(6), 1949, pp. 30-33
- 永岡正己「戦前の社会事業論争」真田是編『戦後日
本社会福祉論争』法律文化社, 1979, pp. 259-305
- 野口友紀子「社会事業理論の4類型と方向性」『社会
福祉学』50(4), 2010, pp. 29-41
- 野口友紀子「社会事業はどのように体系化されたの
か」社団法人日本社会福祉学会編『対論 社会福
祉学』中央法規出版, 2012, pp. 196-219
- 野口友紀子「社会福祉事業本質論争の諸相—社会福
祉理論史上の再評価として—」社会事業史学会『社
会事業史研究』第43号, 2013, pp. 251-257
- 野口友紀子「『社会事業』にみる「もうひとつの本質
論争」—社会事業の本質はどのように議論された
のか—」社会事業史学会『社会事業史研究』第45
号, 2014a, pp. 15-30
- 野口友紀子「戦後日本の社会福祉における記憶と忘
却—50年代半ばの『社会事業』の回顧特集から—」
『長野大学紀要』, 2014b, pp. 65-76
- 平田富太郎「社会保障と生活保護制度」『社会事業』
32(4・5), 1949, pp. 14-21
- 平田富太郎「九原則と失業問題」『社会事業』32(6),
1949, pp. 22-29
- 藤林敬三「失業保険と生活保護法」『社会事業』32(6),
1949, pp. 4-7
- 宮田和明『現代日本社会福祉政策論』ミネルヴァ書
房, 1996
- 吉田久一『社会事業理論の歴史』一粒社, 1974
- 吉田久一『改訂増補版 現代社会事業史研究』川島
書店, 1990